

25財第691号

平成25年11月27日

各区役所長
各部長
教育長
市議会事務局長
各委員（会）事務局長

} 様

南相馬市長 桜井勝延

平成26年度予算編成方針について（通知）

本市は東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興を最優先に対応してきたところであるが、平成26年度当初予算編成に当たっても、「南相馬市行政経営方針」を踏まえ、一刻も早く原子力災害を克服し、市民が安心して生活・帰還できる環境を整えるために、昨年度に引き続き震災からの復旧・復興事業を最優先と位置づけ、財政の健全化に向けた取り組みを行うとともに、東日本大震災からの復興対策等をはじめとする新たな行政需要に限りある財源を可能な限り集中し、予算の効率化及び施策事業の最適化が図られた予算編成を行うものとする。

については、このような基本的な考えの下、平成26年度予算編成方針を定めたので通知する。

なお、平成26年度の当初予算編成においては、安易な前例踏襲主義を排除するとともに、部内・区内の調整はもとより部・区間の横断的な調整を十分図りながら、放射線対策など新たな行政課題に対する施策・事業の構築並びに熟度を高めるとともに、国・県等の関係機関との連携を密にして、予算要求を行うものとする。

また、予算要求に当たっての詳細については、別紙「予算編成について」で定めるので、適切な予算見積りが行われるよう配慮するものとする。

平成26年度予算編成方針

本市を取り巻く財政状況と今後の見通し

(1) 国の経済情勢

国は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を最優先課題として、日本銀行による「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」からなる「三本の矢」を一体として推進してきた。その結果、これまでの政策効果もあって、デフレ状況ではなくなりつつあること、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される状況となった。

しかしながら、消費税率引上げや海外景気の下振れ等が国の景気を下押しするリスクも存在している。

なお、国の中期財政計画において、東日本大震災からの復興、福島再生加速を最優先に、加速策を具体化し、東日本大震災復興特別会計を活用して必要な事業を着実に実施することとしている。

(2) 地方財政の課題及び取り組み

「経済財政運営と改革の基本方針」及び「中期財政計画」を踏まえ、国では次の地方財政の課題に取り組むこととしている。

地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

地方財政を健全化し自立を促進するために「日本再興戦略」「地域の元気創造プラン」等を推進し、必要となる財政需要を地方交付税において適切に算定し、頑張る地方を支援する。

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保する。

(3) 本市の財政状況

本市の財政状況は、平成24年度決算で見ると健全化判断比率及び資金不足比率は、国が定める適正な比率の範囲内となり、また、公債費の負担割合を示す実質公債費比率の3か年平均は、前年度より0.8ポイント減少した14.4%となったものの、公債費残高は類似団体平均より高い水準で推移しているため、引き続き市債の発行について留意する必要がある。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度と比べ31.0ポイント減少した87.1%となった。これは市税収入が増加したことで、経常的な経費へ充当する経常一般財源が前年度に比して増加した要因によるものである。

今後とも復旧・復興経費の大幅な増加に伴い、国庫支出金等の依存財源の占める割合が高くなること、合併算定替の特例期間の終了により、普通交付税が平成28年度以降段階的に減額になることなど、持続可能な財政運営の実現を図るた

めには歳出構造の見直しや事業量に見合う財源の確保が必要となっている。

次に平成26年度の財政見通しは、歳入面では、自主財源である市税収入が原子力災害による課税免除・減額課税の継続などにより平成25年度決算見込みとほぼ同額の約62億円で推移するとともに、来年4月から施行される消費税率の8%への引き上げに伴い地方消費税交付金で約4億4千万円程度の増額が見込まれる一方、決算剰余金の減少などにより一般財源総額では10億円以上の減少が見込まれる。

歳出面では、通常事業に加えて、復旧事業の年度内完了、避難市民の帰還を促すための支援策・環境整備、健康不安の払拭に向けた取り組みなどハード面、ソフト面の多岐にわたる事業が見込まれ、更に消費税率の引き上げに伴う支出の増額など経費節減は難しい状況にある。

なお、早期復旧及び復興を推進するために造成した東日本大震災復旧・復興基金の平成25年度末残高は93億1,600万円程度と見込まれる。

予算編成の方針

このような財政状況下にあっても、市政が直面する諸課題、特に市民生活に深く関わる喫緊の課題に対しては、スピード感と柔軟性を意識した責任ある対応をしていかなければならない。

平成26年度予算については、「南相馬市行政経営方針」を踏まえ、昨年度に引続き震災からの復旧・復興事業を最優先と位置づけ、財源を復旧・復興事業へ可能な限り集中させ『市民生活再興の基礎を築く年』を実現するため、次に掲げる方針により予算を編成する。

(1) 復旧・復興事業への重点配分

震災後の社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応し、復興計画に基づく事業を最優先として重点配分を行い、一刻も早く原子力災害を克服し、市民が安心して生活・帰還できる環境を着実に推進する。

特に行政経営方針の「5 事業の選択・重点化に向けた方針」に掲げた取り組みを着実に実施するための事業に積極的に予算措置を行う。

【最重点方針】市民生活再建に向けた取り組み

【重点方針1】生産年齢人口の回復に向けた取り組み

【重点方針2】高齢化に向けた取り組み

【重点方針3】避難指示区域の再生に向け取り組み

【重点方針4】地域の活力の創造に向けた取り組み

(2) 通常事業費の抑制

市民サービスを著しく低下させることのないよう通常事業への配慮を行いながら、震災後における本市の課題と市民ニーズを明確にし、通常事業にあっても復旧・復興に寄与する視点で優先性及び必要性を十分見極め、真に必要な事務事業及び緊急的な対応が必要な事業以外は凍結・縮小し、選択と集中による予算の効率化を図り、事業費総額を抑制し、復興計画事業等へ財源を重点配分する。

- (3) 東日本大震災復旧・復興基金など各種基金の活用による復興計画の推進
「(5) 歳入確保への取り組み」へ配慮しながらも、復興に大きく寄与する事業で緊急的な対応が必要な事業については、積極的に基金を活用していくものとする。

本市が被災地として取り組むべき事業については、国・県の財政措置がされていない場合でも、基金を活用し先行的に実施することとし、事業成果等を基に国・県に対し財政措置を強く求めて行くこと。

- (4) 議会及び監査委員からの指摘事項等を踏まえた対応

平成24年度決算における決算審査特別委員会での指摘事項や監査意見書を踏まえた適正な対応に努めること。

- (5) 歳入確保への取り組み

国、県の予算編成の動向については、積極的な情報集約に努め、補助金等を最大限に活用する。なお、国・県に対して復旧・復興のための財政措置については、強く求めて行くこと。

民間等外部からの支援も有効に活用しながら、歳入の確保及び歳出の削減を図る。

- (6) 特別会計及び企業会計の予算編成

特別会計及び企業会計についても、一般会計予算に準じて予算編成するものとし、厳しく節減に努めること。

財源を安易に一般会計に依存することなく、国・県補助金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効果的な運用に努めること。特に赤字が見込まれる場合については、収支改善のための取り組みを明らかにして要求のこと。

企業会計については、常に経営コストを意識するなど経営感覚に立ち、経営状況、今後の見通しについても十分検討のこと。

予算編成にあたっての留意事項

- (1) 中期的観点で捉える戦略的予算編成(横断的・全市的観点)

行政経営方針の「最重点方針、重点方針」を推進するにあたり、下記の点に留意し取り組むこと。

単一事業での実施よりも、他の事業と連携することにより、復興計画の推進に大きな効果が期待される事業については、部を飛び越えた全庁的な連携、ワーキンググループでの検討、市民・各種団体からの意見聴取など幅広く捉え、複数の事業が横断的に構築されるよう各課・部間において調整したうえで予算編成を行うこと。

施設整備などのハード事業を実施しようとする場合には、所期の目的が達成できるよう効果を促進する事業(ソフト事業)等も検討したうえで、予算編成を行うこと。

(2) メリハリの効いた予算編成

各区・部は、安易な前例踏襲主義の予算を排除し、各事業ごと（１件査定）に市民の目線に立ったゼロベースからの見直しや、「選択と集中」を旨に、より優先度の高い事業への重点的な財源配分や政策分野、施策ごとにメリハリの効いた予算編成を目指すこと。

復興事業のビルドを行いながら、市民ニーズの少ない既存事業のスクラップによる事業の組み替えや統合を行い、財源・人材などの資源を復旧・復興事業へ集中させること。（ビルド&スクラップ）

各区共通事業の予算については、可能な限り本庁へ集約し予算管理及び執行の効率化を図ること。

(3) 各区の実情に応じた予算編成

震災後は３区がそれぞれ異なった課題を有しているため、全市で取り組む事業に加え、各区の復旧・復興に寄与する事業については、適宜必要な予算を各区・本庁間で調整し要求すること。

(4) 基金の活用

復旧・復興事業、地域ブランド再生事業、子どもの健やかな育成事業、地域の特色ある事業などを行う場合は、次の基金を活用できるので、基金（事業）主管課と協議した上で、要求のこと。

東日本大震災復旧・復興基金

- ・復旧・復興事業（財政課）
- ・地域ブランド再生事業（企画課）

みらい夢基金

- ・子どもの健やかな育成を図る事業（財政課）
- ・地域の再生・活性化を図る事業（財政課）
- ・市民が将来に夢や希望を抱くことができる事業（財政課）

各区自治振興基金

- ・地域の特色ある事業（各区地域振興課）

(5) 事務事業評価結果の反映

限りある財源の中でより質の高い行政サービスを提供し、市民満足度の向上を図るため、新規事業は、事務事業事前評価実施要綱に基づき、事務事業事前評価結果を踏まえて要求すること。